

津波避難施設

津波避難施設

「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」(H25年9月)では、港湾の特殊性を踏まえ、港湾における避難困難地域の避難者が津波から緊急的・一時的に避難する際に活用できる施設のことを「津波避難施設」といい、緊急避難場所まで避難することが困難である場合に使用する施設となります。例えば、津波避難ビル、津波避難タワー、盛土などが挙げられ、さらに、岸壁照明施設、港湾荷役機械等を活用したものも含まれます。

特に、港湾では津波により広範囲が浸水する恐れがあり、津波到達時間までに緊急避難場所等へ避難することが困難である恐れがあることも想定され、避難困難地域での津波避難施設の確保が重要な避難対策となります。

津波避難施設の能力

「津波避難施設」については、最大クラスの津波に対応できる施設とすることを原則とする一方で、最大クラスの津波を想定した場合、短期的には津波避難施設の設けが難しい場合もあります。港湾においては、堤外地を中心に比較的発生頻度の高い津波でも浸水する可能性があることにも鑑み、「港湾の津波避難施設の設計ガイドライン」(H25年10月)においては、「津波避難施設」は原則として最大クラスの津波に対応できる施設は「津波避難施設(A種)」とすることとし、最大クラスの津波には対応できないものの、発生頻度の高い津波には対応できる施設を「津波避難施設(B種)」として、既存の施設や、津波避難を本来の目的としない新設の施設についても、活用することとしています。

「津波避難施設(B種)」については、最大クラスの津

波には対応していない施設であり、本来は避難には適していないことから、「津波緊急退避用施設」であることを明示することや、最大クラスの津波に対応できる施設に避難できない場合に、やむを得ず緊急的・一時的に退避する施設であることを周知し、理解を求める必要があります。このため、原則として、平常時における周知が困難であるような来訪者等がこれらの施設に退避することをあらかじめ検討することは適切ではありません。また、浮輪等の水難対策用品や救命具を準備する等の、簡易的な避難対策も併用するなどの工夫、さらに、最大クラスの津波に対応できない場合でも、極力、最大クラスの津波への対応に近づけるよう配慮することが望まれます。

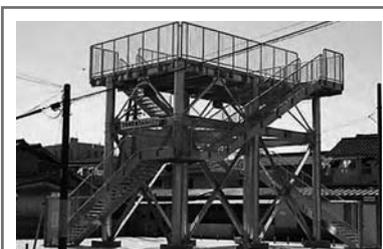
●津波避難施設(A種)：

最大クラスの津波を対象とし、港湾における避難困難地域の避難者が津波から緊急的・一時的に避難することを目的としたものであり、港湾の特性への対応が考慮された津波避難施設のことをいいます(津波避難ビル、津波避難タワー、高台等)。

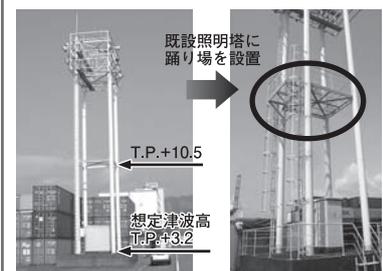
●津波避難施設(B種)：

最大クラスの津波に対応しないものの、発生頻度の高い津波以上の津波を対象とし、港湾における避難困難地域の避難者が津波から緊急的・一時的に退避する際に活用できる「津波避難施設」のことをいいます。最大クラスの津波が発生した際には「津波避難施設」として機能しなくなることから、最大クラスの津波に対応できる施設に避難できない場合に、やむを得ず緊急的・一時的に退避する「津波緊急退避用施設」と位置付けられます。既存の施設の機能的、構造的な補強を施して活用することや新設の港湾施設に津波避難機能も付加したものが考えられます。

【参考文献】 港湾の津波避難対策に関するガイドライン
港湾の津波避難施設の設計ガイドライン

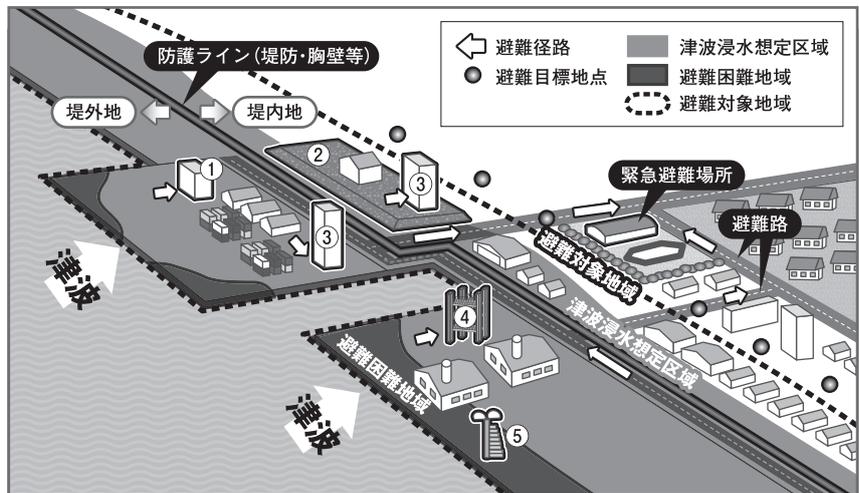


避難施設の整備例：和歌山県



既存照明塔を利用した例 (第2回港湾の避難対策に関するガイドライン検討委員会静岡県資料より)

津波避難施設の例



津波避難施設 ①ビル* (暫定的) ②盛土 ③津波避難ビル ④津波避難タワー ⑤照明灯 (外付け階段を付加)

*発生頻度の高い津波には対応しているが最大クラスの津波には対応していないか確認がとれていないなどの施設

港湾の津波避難対策の概念図